

そらいろ通信 9月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



皆さまいかがお過ごしでしょうか？ うだるような暑さから解放され、す〜っと涼しい風を感じるこの季節が私は大好きです。
 先日は、娘の学校の文化祭に行ってきました。娘は吹奏楽でトロンボーンを吹いています。吹奏楽は大勢ですものですから、1人目立つものではありませんが、まだまだ暑い日中に汗だくになりながら、大きく息を吸い込んで音を出す姿を応援しながら聞いてきました。



気になる相場 ～社員への傷病見舞金の金額（業務外）～
 （万円）

	一律定額	1回のみ支給		欠勤等の期間に応じ 複数回支給	
		最低額	最高額	1回目	2回目以降
最高額	5	3	8	1	1
最低額	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2
最多回答	1	1	2	0.5	0.5

日本実業出版社調べ（調査期間 平成 24 年 9 月）

★これで完璧！ 9月の事務★



☆社会保険料が変わります☆

厚生年金の保険料率が、9月分（10月納付）より17.12%→17.474%へと変わります。また、7月に提出した算定基礎届の結果が反映され、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額が新たに設定されたものになります。この標準報酬月額は固定的賃金の変動などがない限り、今年の9月から来年の8月まで適用されます。給与から控除する社会保険料（変更は原則として10月支払いの給与から）を変更してください。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（9月10日まで）☆

8月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（9月30日まで）☆

8月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆4月決算法人の確定申告と納税（9月中の決算応当日まで）☆

7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～最低賃金が改定されます～

各都道府県の平成26年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです（近畿抜粋）。

滋賀県	746円	平成26年10月9日
京都府	未定	
大阪府	838円	平成26年10月5日
兵庫県	776円	平成26年10月1日
奈良県	724円	平成26年10月3日
和歌山県	715円	平成26年10月17日

パート・アルバイト含めて全ての人に適用になります。

会議をもっと有意義にするために…

会議の方法や結果について問題があると感じている人は多いのではないのでしょうか。会議への遅刻が多い、一部の人が発言しない、上司のお説教の場になっている、脱線ばかりで長引く…等々。そんなときは、会議の基本ルールを決めてみてはいかがでしょうか。

基本ルールは難しく考えず、会議の進行役・主催者があらかじめたたき台を設定しておいても構いませんし、たたき台に参加者の案を混ぜて作ってもよいでしょう。日ごろメンバーが感じている会議の問題点を書き出してみることも大切です。

基本ルールの例をあげてみます。

- ・ 開始時間は厳守する。
- ・ 会議は 1 時間で終わらせる。
- ・ ひそひそ話をしない。
- ・ 何かを否定するときは、必ず代案を提案する。
- ・ 発言は最後まで聞き、途中で遮らない。
- ・ 質問は都度ではなく、まとめて行う。
- ・ 1 人一つは意見を言う。
- ・ 意見を言わない場合は、賛成したものとみなす。
- ・ 会議の最後に決まったことを再確認する。
- ・ 会議で決まったことは、後で蒸し返さない。

当たり前のことばかりですが、ルールとして言葉で表現しておくこと、皆に見えるようにしておくことはとても大切です。会議中に前の壁などに貼っておき、会議が始まるときに読み上げる、途中でルール違反した人に面と向かって注意をしにくくても、このルールを指して「よろしくお願いします」と言えば、角も立たず和やかな雰囲気でも会議を進めることができるのではないのでしょうか。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

